



平成27年8月25日

各位

上場会社名 株式会社 高見澤
代表者名 代表取締役社長 高見澤 秀茂
(JASDAQコード 5283)
問合せ責任者
常務取締役管理本部長 大井 文成
(TEL 026-228-0111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年9月25日開催予定の第65期定時株主総会において付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後も相応しい適任者を得られるよう、会社法の規定に基づき、取締役及び監査役の責任を法令で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、変更案第31条を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年9月25日
定款変更の効力発生日	平成27年9月25日

以上

(別紙)

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 30 条 (条文省略)	第 1 条～第 30 条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 31 条～第 40 条 (条文省略)	第 32 条～第 41 条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 41 条～第 48 条 (条文省略)	第 43 条～第 50 条 (現行どおり)
(実施)	(実施)
第 49 条 この定款は、 <u>平成 26 年 9 月 25 日</u> から実施する。	第 51 条 この定款は、 <u>平成 27 年 9 月 25 日</u> から実施する。